

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 8 年 5 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和8年5月25日（月） 午後2時00分から3時13分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	教 育 長 代 理 黒川範子	二	委 員 関根桂子	三 委 員 森田高正
	四	委 員 北條規	五	委 員 高橋和美	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、古畑教育総務課長、笹原学校教育課長、田口学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、長島文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和8年北本市教育委員会5月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和8年北本市教育委員会4月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の関根委員に願います。				
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、審議事項が2件である。 なお、本日の教委報告第34号、教委議案第20号については、個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 委報告第34号、教委議案第20号については、「非公開」審議とする。				
5 報告事項(公開案件)	宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。				
(1) 教委報告第	宮尾教育長： 教委報告第32号「教育長の決裁処分の報告について」につ				

32号「教育長の決裁処分の報告について」	いて、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長：（教委報告第32号1の説明） 赤塚生涯学習課長：（教委報告第32号2～5の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 図書館を使った調べる学習コンクールの優秀な作品は展示されるのか。 素晴らしい研究をした友達の作品を見た子達が、挑戦しようかなと考え、参加者が増えていくのではないか。 赤塚生涯学習課長： 審査をして優秀作品について表彰をしている。 一定期間だが、図書館にコーナー設けて展示している。 森田委員： 上尾法人会は、主にどのような活動をされているのか。 坂口教育部長： 上尾税務署管内で会社を営んでいる経営者の組織である。 法人会を作って、税に関しても協力し、納税について学校で講演したりしている。 森田委員： コンクールの参加者はどのように募集しているのか。 笹原学校教育課長： 市内の小・中学生に周知し、夏休みの課題の一つとして募集している。 「ふれあい家族の日」の中には、標語、写真、税に関する絵はがきがあり、絵はがきについては小学校のみが対象となっている。 北條委員： ハンドボールの大会が市内で開催されるが、子供が見に行くと刺激になると思う。 学校へは周知されるのか。 宮尾教育長： 今回は難しいのではないか。 この週の土日は、総合公園で開催されるカレーフェスティバルと重なっている。 北條委員： スポーツに限らず文化的なイベントも含めて、児童生徒へ周知がされるといいのではないか。 中学校にポスターを貼れば、ハンドボールをやってみたいという子供が見に行くかもしれない。
-----------------------------	--

(2) 教 委 報 告 第 3 3 号「令和 8 年 度 要 保 護 及 び 準 要 保 護 児 童 生 徒 の 認 定 状 況 について」 6 審 議 事 項 (公 開 案 件)	宮尾教育長： 高等学校体育連盟からはポスター掲示等の依頼は来ていないが、周知依頼があれば協力したい。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第32号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 教委報告第33号「令和8年度要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」について、学校教育課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長： (教委報告第33号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 高橋委員： 要保護と準要保護で、支援がどのように違うのか。 笹原学校教育課長： 入学準備金などの金額が違うことや、要保護にはあって準要保護にはない支援もある。 要保護は、学校教育課から修学旅行費と医療費の2項目を支援しており、それ以外の学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外学習費、オンライン学習通信費を生活福祉課で支援している。 準要保護については、学校教育課で支援している。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第33号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 審議事項の議事に入る。
--	--

(3) 教委報告第21号「公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について」	宮尾教育長： 教委議案第21号「公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について」について、教育総務課より説明をお願いします。 古畑教育総務課長： （教委議案第21号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 関根委員： 押印を削る基準は何か。 古畑教育総務課長： 市長部局において統一的に押印を必要とするものの基準として、①法令等により押印が規定されているもの、②権利または義務に重大な影響を及ぼす可能性のある許認可、納税通知、契約書などの文書、③身分、資格その他各種証明書、受給者証などの特定の事実を証明するもの、④公印の押印が特に必要であると認めた文書の4項目を定めている。 今回の改正で、これら4項目に該当しなければ基本的には押印不要となる。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第21号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
7. 報告事項(非公開案件) (4) 教委報告第34号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」	宮尾教育長： 非公開案件の報告事項の議事に入る。 宮尾教育長： 教委報告第34号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： （教委報告第34号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第34号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 —

8 審議事項(非公開案件) (5) 教委議案第20号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」	宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 非公開案件の審議事項の議事に入る。 宮尾教育長： 教委議案第20号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 赤塚生涯学習課長： (教委議案第20号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第20号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
9 その他	宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 坂口教育部長： (北本市役所の職員の懲戒処分について) 宮尾教育長： (南部地区教育委員会連合会総会、埼玉県市町村教育委員会連合会総会について) 学校教育課： (令和8年度教育委員学校訪問の日程について) 生涯学習課： (栄市民活動交流センター1周年記念イベントについて)
10 閉会の宣言	宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会5月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第1.7条の規定により、署名する。 令和 8年 6月25日 教 育 長 宮尾 孝 署名委員 関根 桂子 書 記 落合 元

